

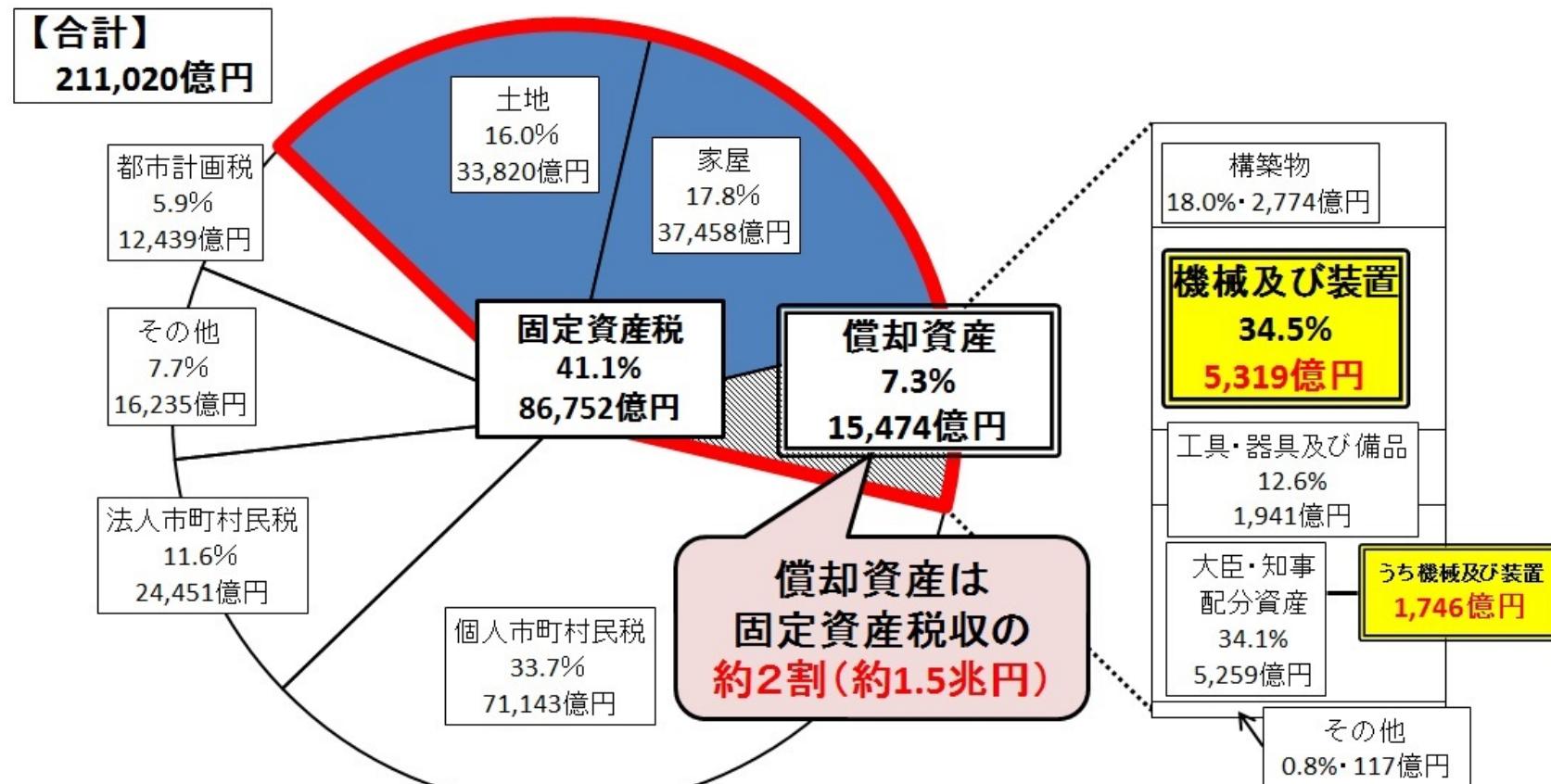
# 參考資料



# 固定資産税の安定的確保

- 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税。
- 市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なもの。

## 市町村における固定資産税の状況



(注) 1 平成26年度「地方財政状況調査」(総務省)における決算額。なお、償却資産の内訳は平成26年度「固定資産の価格等の概要調書」等の計数を用いて総務省が推計。

2 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

# 固定資産税の安定的確保

- 平成28年度税制改正において、時限的とはいえ償却資産課税の一部に特例措置が講じられたことは、極めて不本意。
- 期間の延長や対象範囲の拡大は、断じて行うべきではない。

## 固定資産税の特例措置の概要（平成28年度税制改正）

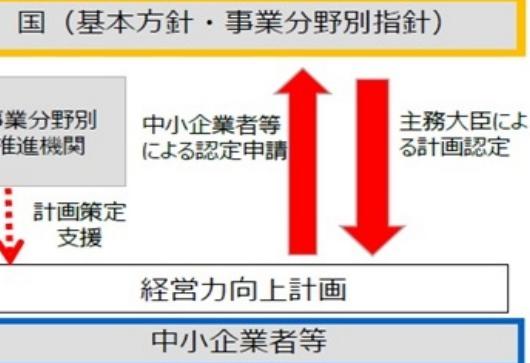
### 中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置に係る課税標準額の特例措置の創設

中小企業者等が、中小企業等経営強化法(※)の施行の日(平成28年7月1日)から平成31年3月31日までの間に認定経営力向上計画に基づき新たに取得した一定の機械及び装置について、固定資産税の特例措置(課税標準額を最初の3年間価格の1/2)を創設。

#### 適用期間

取得が平成28年7月1日～平成31年3月31日

#### 中小企業等経営強化法のスキーム



#### 特例対象・内容

##### ・対象者：中小企業者等

租税特別措置法に規定する中小企業者又は中小事業者

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一大規模法人等でないこと

##### ・対象資産：認定経営力向上計画に基づき新たに取得した一定の機械・装置(リース取引により引渡しを受けた場合における機械・装置を含む。)

次の①から③までのいずれにも該当するもの

- ① 販売開始から10年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
- ③ 1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの

##### ・特例内容：課税標準額を最初の3年間価格の1/2

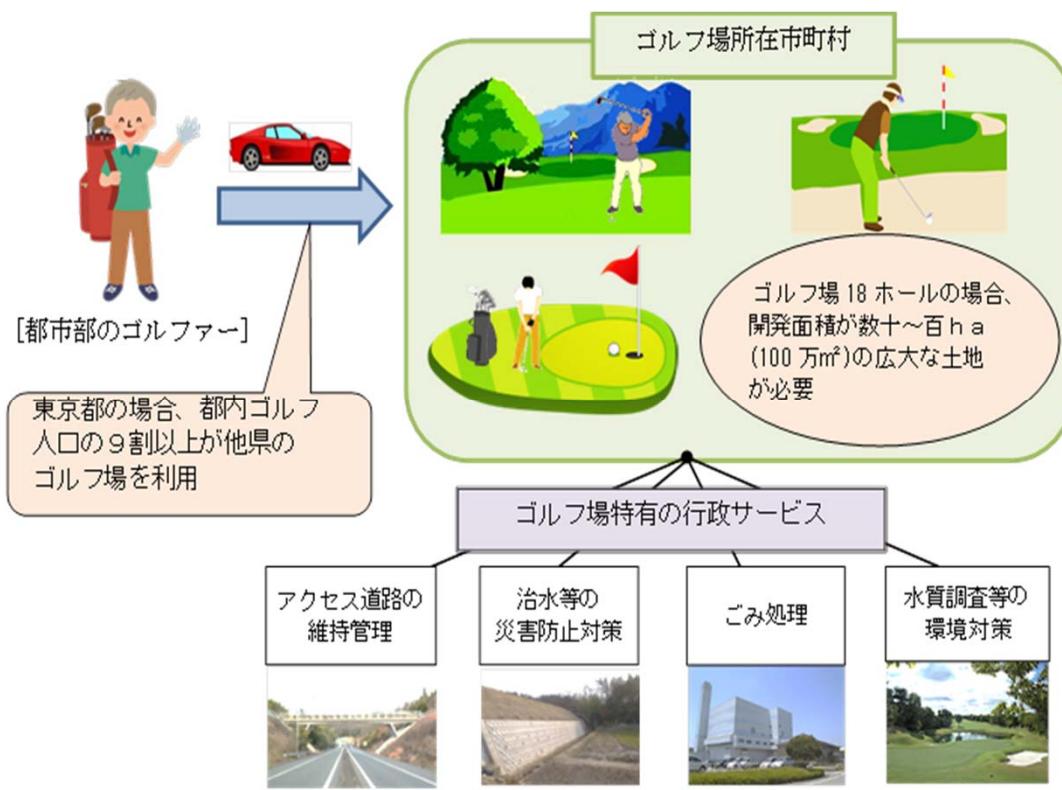
#### 減収規模

初年度:64億円 3年目(最大):183億円

# ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

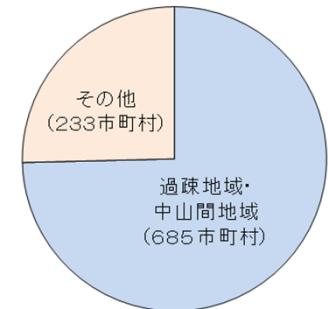
- ゴルフ場利用税収入は約500億円。
- 税収は、アクセス道路の整備や周辺の環境対策などの行政需要に対応。
- その7割はゴルフ場所在市町村に交付。特に財源の乏しい中山間地域等の団体にとって重要な財源。

## ゴルフ場関連の行政需要への対応



## 多くのゴルフ場は条件不利地域の市町村に存在

〔ゴルフ場所在市町村における過疎地域・中山間地域の割合〕



## 地方税と比較し交付金割合の高い団体

【平成26年度決算】

(単位:百万円)

	ゴルフ場利用税交付金(A)	地方税(B)	A/B
1 京都府笠置町	44	160	27.6%
2 京都府南山城村	77	324	23.7%
3 奈良県山添村	61	480	12.6%
4 高知県芸西村	38	372	10.2%
5 千葉県睦沢町	73	727	10.1%

# ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

- 年少者や高齢者、障がい者をはじめ、学校の教育活動は非課税。ゴルフ人口の裾野拡大や生涯スポーツの推進に配慮。
- 代替財源には、合理的な仕組みや国民の理解が必要。

## 非課税措置の概要

- ① 年齢18歳未満の者の利用
- ② 年齢70歳以上の者の利用
- ③ 障害者の利用
- ④ 国民体育大会(予選会を含む。)のゴルフ競技に参加する選手が当該競技としてゴルフを行う場合(都道府県知事・都道府県教育委員会がその旨を証明する場合に限る。)の利用
- ⑤ 小・中・高校、大学、特別支援学校又は高等専門学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が教育活動としてゴルフを行う場合(学長又は校長がその旨を証明する場合に限る。)の利用

## 代替財源に対する考え方

- ゴルフ場利用税の代替財源として地方交付税や特例交付金等で措置するという議論は、行政サービスに必要な財源の負担を受益者に求めるという合理的な仕組みが喪失するもの。
- 国民全体の負担に置き換えることとなる提案は、ゴルフをしない人を含めた納税者の理解は得られず、また、継続性のある財源としては採り得ない。

# 車体課税に係る市町村税収の維持・確保

- 軽自動車税をはじめ、自動車取得税(都道府県税)税収の7割、自動車重量税(国税)税収の4割が交付又は譲与されている貴重な財源。
- しかし、エコカー減税等近年の改正により、約2,000億円減少。
- 今後、橋梁やトンネルの老朽化が進む中、その対応には車体課税の維持・確保が不可欠。
- エコカー減税及びグリーン化特例(軽課)の延長は、市町村の財政運営に支障が生じないようにする必要。

## 車体課税に係る市町村税収

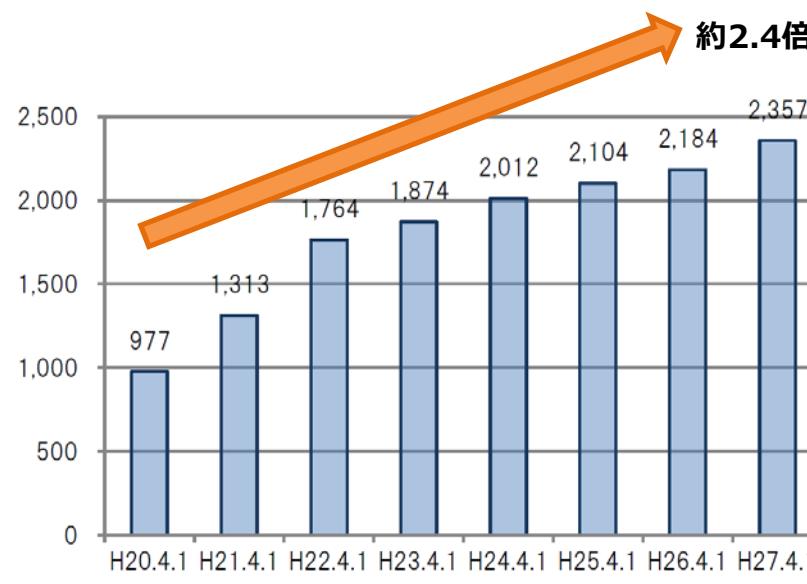
7,914億円  
(20年度決算)  
軽自動車税  
自動車取得税交付金  
自動車重量譲与税

↓  
H21～ エコカー減税創設  
H26～ 自動車取得税率引下げ

5,851億円  
(28年度地財計画)

▲2,063億円

## 橋梁(2m以上)の通行規制等の推移



※道路局調べ(H27.4)  
※東日本大震災の被災地域は一部含まず



# 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

- 地方創生の取組をはじめ、社会保障の充実や防災・減災対策などに的確に対応できるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額と地方交付税総額を確保。
- 恒常的な財源不足は、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応。

## 骨太の方針2015(抄) (H27.6閣議決定)

地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

## 平成29年度地方財政収支見通し(仮試算)

- 仮試算においては、「骨太の方針2015」を踏まえ、平成28年度の一般財源総額と同水準が確保。
- しかし、法人税をはじめとする国税収入の伸び悩み等により地方交付税が0.7兆円減少。
- 財源不足を補てんするため、臨時財政対策債を0.9兆円増額。

平成29年度 地方財政収支見通し(仮試算)

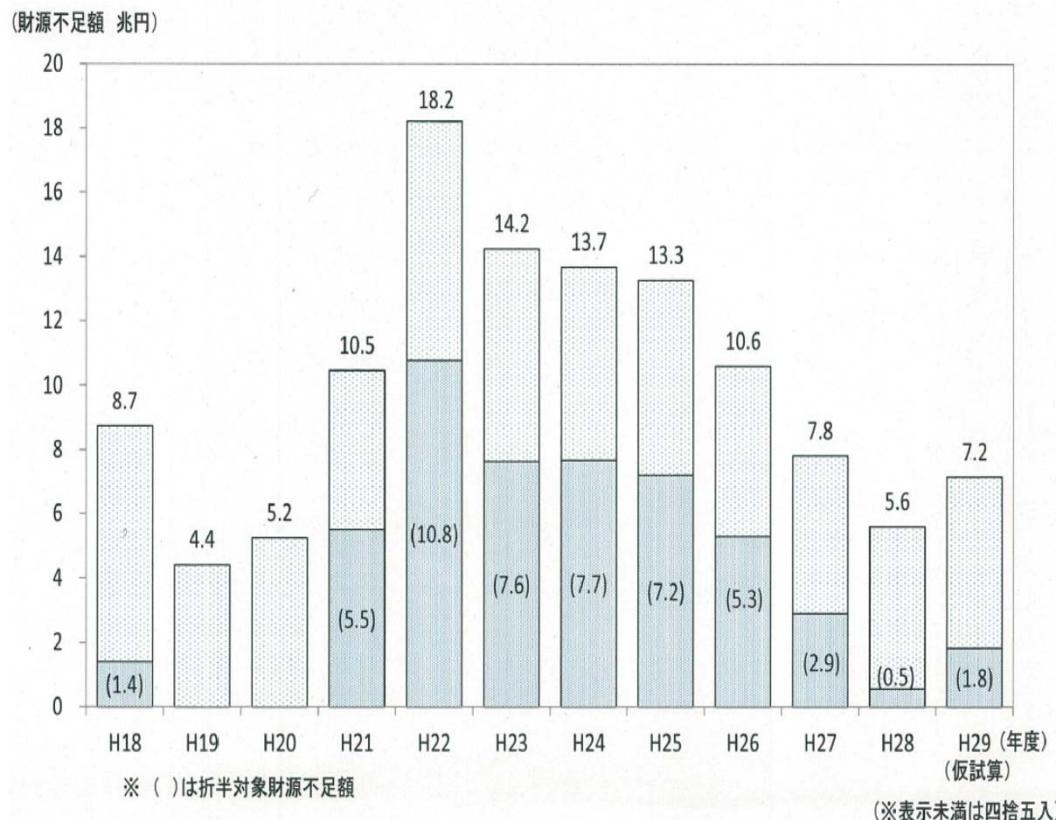
(通常収支分)		(単位:兆円)			
	区 分	28年度 A	29年度 B	増減額 B-A	特記事項
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	△0.0	給与制度の総合的な見直し等による減
	一般行政経費	35.8	36.2	0.4	社会保障費の増
	うち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	
	うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.4	0.0	
	投資的経費	11.2	11.2	0.0	
歳入	その他	18.0	18.2	0.2	
	計	85.8	86.4	0.6	
	地方税等	41.1	41.5	0.3	「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)による名目成長率等を用いて試算
	地方交付税	16.7	16.0	△0.7	前年度譲越しの減、国税決算に伴う精算減
	国庫支出金	13.2	13.4	0.2	社会保障費の増
	地方債	8.9	9.8	0.9	
入	うち 臨時財政対策債	3.8	4.7	0.9	前年度譲越しの減、国税決算に伴う精算減に伴う折半分の増、既発債元利償還分の増
	その他	5.8	5.8	△0.1	
	計	85.8	86.4	0.6	
	一般財源	61.7	62.1	0.4	
	(水準超経費除き)一般財源	60.2	60.3	0.1	(交付団体ベース)

注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減額が一致しない場合がある。

# 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

- 増嵩する社会保障関係費や地方創生への取組等、地方の財政需要は拡大。
- 近年、減少傾向にあった地方の財源不足額がさらに拡大。
- 地財計画の歳出圧縮や地方交付税総額の抑制に関する財政制度等審議会での議論は、国財政の健全化を優先し、地方財政の実態を踏まえていない。

## 地方の財源不足額の推移



## 財政制度等審議会での主な議論

- 地財計画の歳出規模は決算額を継続的に上回っており、地方の歳出水準(決算)は趨勢的に上昇傾向。
- リーマンショック以降、地方では毎年度基金を取崩して歳出化する一方、それを上回る基金の積立が続いている。
- 計画額を上回る地方税収の上振れ分は翌年度以降精算すべき。
- 枠計上となっている「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、事業の実績・成果を把握し、検証すべき。
- 危機対応としての「歳出特別枠」は廃止も含め大幅に見直すべき。
- トップランナー方式の導入による歳出効果や自治体クラウド導入による運用コスト圧縮額を地財計画に反映させるべき。

## 地方側の反論

- 地財計画は翌年度の歳入・歳出見込額であり、決算額と異なり、超過課税等の歳入や基金からの繰入・積立額、年度途中の補正予算に伴う歳入・歳出額は計上されていない。
- 地財計画と決算額の比較には、計画額と決算額それぞれの調整が必要となるが、財務省の調整方法には疑問。
- 総務省の試算では、財務省の試算とは逆に、近年の地財計画の歳出規模は決算額を1兆円程度下回っている。